保護者　様

那須塩原市子ども未来部保育課

出席停止になる感染症の種類及び登園の基準等について

学校保健安全法の規定により、下記感染症に罹患した場合の登園基準等を明記しました。つきましては、お子さんが罹患した際は、下の表を確認しながら「保育施設等感染症に関する受診報告書（様式１）」に主治医の指示内容を記入し、園に提出願います。

|  |
| --- |
| ≪出席停止になる感染症の種類と登園の基準≫ |
| 分類 | 主な感染症の種類 | 登園の基準 |
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト等 | 退院後、主治医から登園日について指示を受けてください。 |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) | 「発症後５日を経過」し、かつ「解熱した後３日」経てば登園できます。※裏面【表①】を参照 |
| 百日咳 | 特有の咳がなくなるまで、又は５日間の適正な抗菌剤による治療が終了すれば登園できます。 |
| 麻疹(はしか) | 解熱後3日を経過すれば登園できます。 |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳の下からあごにかけての腫れが発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になれば登園できます。 |
| 風疹 | 発疹がなくなれば登園できます。 |
| 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになったことを確認すれば登園できます。 |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日経過すれば登園できます。 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 「発症後５日を経過」し、かつ「症状が軽快後１日を経過すれば登園できます。※裏面【表②】を参照 |
| 結核，髄膜炎菌性髄膜炎 | 主治医から登園日について指示を受けてください。 |
| 第三種 | コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | 主治医から登園日について指示を受けてください。 |
| ≪その他の感染症における登園の目安≫* 感染症の種類や地域、園における感染症の発生・流行の態様等を考慮した上で、保護者からの病状や主治医の見立てを聞き取り、嘱託医の意見を踏まえた上で出席停止を**園が判断**します。受診後は必ず園へ連絡してください。
 |
| 分類 | 主な感染症の種類 | 登園の目安 |
| 第三種 | 溶連菌感染症 | 抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良ければ登園可能です。 |
| 手足口病・ヘルパンギーナ | 発熱なく、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登園可能です。 |
| 感染性胃腸炎 | 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登園可能です。 |
| マイコプラズマ感染症 | 解熱し、激しい咳が治れば登園可能です。 |
| RSウイルス感染症 | 発熱なく激しい咳が治れば登園可能です。 |

|  |
| --- |
| **【表①】保育施設等におけるインフルエンザ出席停止期間早見表** |
|  | 症　状 | 発症日０日目 | 発症日１日目 | 発症日２日目 | 発症日３日目 | 発症日４日目 | 発症日５日目 | 発症日６日目 | 発症日７日目 | 発症日８日目 |
| 例１ | 発症後１日後に解熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後１日目 | 解熱後２日目 | 解熱後３日目 | 発症後５日目 | 登園可能 | 　 | 　 |
|
| 出席停止 |
| 例２ | 発症後２日後に解熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後１日目 | 解熱後２日目 | 解熱後３日目 | 登園可能 | 　 | 　 |
|
| 出席停止 |
| 例３ | 発症後３日後に解熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後１日目 | 解熱後２日目 | 解熱後３日目 | 登園可能 | 　 |
| 出席停止 |
| 例４ | 発症後４日後に解熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後１日目 | 解熱後２日目 | 解熱後３日目 | 登園可能　 |
| 出席停止 |
| 例５ | 解熱後再度発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後１日目 | 発熱 | 解熱 | 解熱後１日目 | 解熱後２日目 | 解熱後３日目 | 登園可能 |
|
| 出席停止 |
| ○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日です。解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。 |
| ○乳幼児においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後５日を経過」し、かつ「解熱した後３日」となっています。（学校保健安全法施行規則第１９条）なお、発症当日は０日目となります。最短でも、「発症後５日」を経過するまでは、出席停止となります。 |
|  |
| **【表②】保育施設等における新型コロナウイルス出席停止期間早見表** |
|  | 症　状 | 発症日０日目 | 発症日１日目 | 発症日２日目 | 発症日３日目 | 発症日４日目 | 発症日５日目 | 発症日６日目 | 発症日７日目 | 発症日８日目 |
| 例１ | 発症後１日後に軽快 | 発熱 | 軽快 | 軽快後１日目 | 発症後３日目 | 発症後４日目 | 発症後５日目 | 登園可能 | 　 | 　 |
|
| 出席停止 |
| 例２ | 発症後２日後に軽快 | 発熱 | 発熱 | 軽快 | 軽快後１日目 | 発症後４日目 | 発症後５日目 | 登園可能 | 　 | 　 |
|
| 出席停止 |
| 例３ | 発症後３日後に軽快 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 軽快 | 軽快後１日目 | 発症後５日目 | 登園可能 | 　 | 　 |
|
| 出席停止 |
| 例４ | 発症後４日後に軽快 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 軽快 | 軽快後１日目 | 登園可能 | 　 | 　 |
|
| 出席停止 |
| 例５ | 発症後５日後に軽快 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 軽快 | 軽快後１日目 | 登園可能 | 　 |
|
| 出席停止 |
| ○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱など）が始まった日です。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。 |
| ○乳幼児においても、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が「発症後５日を経過」し、かつ「症状が軽快後１日を経過するまで」となっています。（学校保健安全法施行規則第１９条）なお、発症当日は０日目となります。最短でも、「発症後５日」を経過するまでは、出席停止となります。 |